

地方分権の現状と展望

坂越健一（資料・内容は個人的見解）

分権の目的と手段 (従 来)	社会情勢変化 (パラダイムシフト)	現状・課題	私 の 見 解
【地方分権の目的】 <u>H7 地方分権推進法</u> 「地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」 <u>H23 国と地方の協議の場に関する法律</u> 「国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進」 <u>新地方自治制度詳解</u>(松本英昭) 「地域における諸問題・諸課題に対しては、地域自らで判断して対処するのが最も適宜・適確に処理できるし、また効率的かつ能率的」 ➡①効果的②効率的 ←①自主性②自立性 【実現手段】 ○権限・財源移譲 ○国の関与縮減	①人口減少・過疎化 少子高齢化 ②人手不足 ③厳しい財政 ④デジタル化 ⑤コロナ時の 地方創生臨時交付金 特に市町村 【優先順位】 「個性豊かで活力に満ちた地域社会」 ↓ 「持続可能な行政財政」	○分権至上主義、基礎自治体至上主義の見直し ○権限移譲要望は極少 ○事務負担軽減の提案が大半 ・事務手続きの簡素化 ・手続きの電算システム化 ・自治体事務を廃止し、国が直接執行 ○国費支援を要求 ○小規模市町村からの提案は極少 ➡過疎市町村特有のニーズ 空白地域、市町村経由事務等への対応漏れ ○自民党提言（「人口減少下においても自治体の行財政を持続可能なものにしていくため、地方分権改革の評価・検証も含め、これらの国と地方の役割のあり方や自治体間の連携のあり方を見直す」） ○知事会提言（「一括処理した方が効果的な事務については急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、国と地方の事務のあり方を検討し、国において必要な仕組みを構築すること」） ○32次地制調（「住基や税務など多くの法定事務におけるデジタル化は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等の必要性が高いため、一定の拘束力ある手法で国が関わるのが適当」） ○総務省(デジタル時代の地方自治のあり方研究会) 「デジタル技術の特性を踏まえれば、現金給付については、地域の特性に応じた事務処理の必要性が低いものである限り、そもそも地方公共団体の事務とせず国が直接実施する事務と整理することも考えられる」 ○総務省(持続可能な地方行財政のあり方研究会) 「人口減少下において地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で自治体の行財政を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理、対応の在り方の検討を行う」	①地方分権の根幹＝自治体の行財政基盤強化 ➡負担軽減も重要 ②理念でなく具体問題解決 ③利便性、効率性 ④スピード ⑤横連携＋縦連携 国・県・市町村の資源を総動員し市町村支援 市町村の発展＝県の発展 医療、国保、病院、上下水道、消防指令、市町村支援（特に分権提案） ⑥分権提案の積極活用 政策実現力（法改正、各省折衝） ⑦分権提案の強化 ①横断的見直し（スピード、効果） ②効果のPR・支持（数値化、費用対効果） ③市町村提案強化(空白地域、国・県の支援) ④デジタル化への対応 （電子申請、事務廃止、新システム） ⑤自治体側も協力・努力 ・国家資格デジタル証の導入 ・戸籍ネットの分散運用 ・狂犬病予防法の特例制度参加 等